

令和6年7月12日

**令和6年度
中国四国農政局技術検討会（第2回）
（国営事業再評価）**

議 事 録

事務局

ただいまから、令和6年度中国四国農政局国営土地改良事業等再評価技術検討会を開催します。

事務局の設計課事業調整室の西村と申します。よろしくお願いいたします。

本技術検討会は原則公開とされておりますことから、5月28日に、本日開催する旨をプレスリリースしたところですが、傍聴及び報道関係者からの申込はございませんでした。

本日は、6月7日に開催しました技術検討会を踏まえ、評価書（案）等について検討を行い、技術検討会の意見をいただく予定としております。

開催にあたりまして、国営等事業管理委員会委員長の山田農村振興部長より挨拶を申し上げます。

山田農村振興部長

技術検討委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、技術検討会にご出席賜りありがとうございます。

さて、本日は、6月7日の技術検討会において、委員の皆様からのご意見を踏まえ、評価書（案）を整理しておりますので、ご確認いただければと考えております。また、本検討会の最後に技術検討会としてのご意見をとりまとめたいただきたいと思いますと考えております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りまして、より適正な事業評価結果の取りまとめを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

～本日出席の技術検討会委員の紹介、配布資料の確認～

事務局

本日の議事の進行は、委員長である諸泉委員に進行をお願いし、事務局から議事次第の事項に沿って説明を行った後、委員の皆様からご審議等をいただきます。

その後、技術検討会委員の意見を取りまとめたいただき、技術検討会の意見としてご提示いただくことになります。また、評価書（案）には、技術検討会の意見を記載し、7月末に本省へ報告していくこととしております。

それでは、諸泉委員長に議事の進行をお願いいたします。

諸泉委員長

諸泉です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には忌憚のない意見をお願いし、実りある検討会にしていきたいと思います。
また、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。

議事次第により進めていきたいと思います。議事次第 2 より令和 6 年度国営土地改良事業「南予用水地区」再評価書（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局

～資料説明～

諸泉委員長

ただいま説明がありました、令和 6 年度国営土地改良事業「南予用水地区」再評価書（案）について、意見・質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

佃委員

資料 3 の 81 ページは、費用対効果分析の中で定量的に捉えられない効果を記載しています。その一例として GAP の取得推進に取り組んでいることが記載されています。

今回の食料・農業・農村基本法の改正にもあるように、みどりの食料システム法に基づく生産者の認定（以下「みどり認定」という。）の取得について、全国では約 1 万 5 千名、中国四国管内では、岡山県で 8 名、香川県で 25 名、愛媛県で 691 名の生産者が取得されており、愛媛県の認定者は、みかん農家が多いということが新聞に掲載されていました。

みどり認定は国の施策として推進し、南予用水地区のみかん農家の方が、ブランド強化のために取得されているのであれば、再評価の対象として評価してもよいのではないのでしょうか。持続可能な環境にやさしい農業に取り組み、付加価値を高めていくのは、農家だけではなく消費者の立場からも重要なことであり、本事業の再評価の指標として加えてもよいのではないのでしょうか。

山田農村振興部長

みどり認定については、環境への負荷の低減を図る活動に対し、県知事が認定する仕組みになっています。農家の取り組みにより環境負荷が低減されるものではありませんが、その活動を定量的に示す評価の指標がございません。現時点では、みどり認定の件数だけで評価の指標とすることは難しいと考えています。

豊田委員

資料 2 の 4 ページで「単収は減少した」と記載されているが、その要因は何ですか。

事務局

単収にかかる具体的な数字は、資料 3 の 79 ページに記載しています。当初計画と再評価で比較した場合、早生温州では 2,358kg/10a から 2,191kg/10a、普通温州では 2,094kg/10a から 2,004kg/10a へと単収が減少しています。要因分析はしていませんが、収量より品質を重視するみかん農家が増えたことにより、労力をかけて摘果等を行うことで高品質なみかん栽

培に取り組んだ結果、単収が減少したと考えています。

また、資料3の80ページ下の脚注に記載していますが、当初計画は平成19～23年度の平均単収、再評価は平成29～令和3年度の平均単収としています。平成30年度の豪雨災害により収穫量が減少したことも、単収が減少した要因だと考えています。

豊田委員

みかんの単価が上がっているのですが、単収は低下しているけれども、掛け合わせると当初計画に比べて再評価時点では生産額は伸びているという理解でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

山田農村振興部長

農産物は水を多く与えると収量が増えます。みかんも水を多く与えることで収量は増えますが、糖度や酸味が減少して品質が低下します。例えば、トマトは用途により収量を求める農家と品質を求める農家と両極端な傾向になります。本地区のみかん農家は品質を求める農家が増えていることから、マルチドリップ栽培のように少量の水を与えて品質を向上させた結果、以前に比べて収量が減少したと考えています。

駄田井委員

資料2の4ページで修正された「純益率」と所得はどのような関係ですか。

事務局

農業所得から家族労働費を除いた金額が純益で、純益率は粗収益額に対する純益の割合になります。

なお、毎年4月に「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数」が本省から通知されます。作物ごとの純益率及び所得率についても通知され、最新の通知を基に費用対効果分析を行うことになっています。令和6年4月に純益率の諸元の見直しがなされ、見直し後のデータでは「純益率は上昇」したことから、資料2の4ページの「純益率」の記載を修正しています。

諸泉委員長

資料1の河口委員の意見に対する回答として「適時適切なタイミングで改修」とありますが具体的にどのような対応を検討していますか。例えば、農水省や農政局において、あるいは個別事業ごとに、電気設備の維持・管理のルールづくりを作成するなどの検討はしていますか。

事務局

農業水利施設の維持・管理のルールは、農水省で進めているストックマネジメントを基に行っています。

電気設備関係の機器については、一定のサイクルでモデルチェンジされるため、補修で対

応できる状況でも交換パーツがなくなっている場合がございます。

よって、施設ごとに機能診断した結果から事業計画を検討する際に、補修に必要な機器について、いつまでメーカーが交換パーツの保証期間を確保しているか充分リサーチしたうえで、事業計画に反映することが重要だと考えています。

三田村水利整備課長

計画策定時は、コスト縮減のため汎用性のある安い機器で積算する場合がありますが、より現実的な計画を策定することにより、事業途中の整備内容の見直しによる事業費の増高を抑えることができます。

そのため、既存の保全管理の事業制度を活用しながら、事業計画を作成する段階でメーカーへの聞き取りを行い、各事業で事業費増高による安易な計画変更とならないよう、適時適切なタイミングで補修できるようにしていきたいと考えています。

佃委員

技術検討会（第1回）の現地調査で、山田部長から説明していただいた計画変更について、改めて詳細を教えてくださいたいと思います。

山田農村振興部長

資料2の3ページ「事業計画の必要な部分の変更の必要性の有無」に記載のとおり、「受益面積」と「主要工事計画」は、事業計画変更の要件に該当しません。

また、「事業費」は、計画変更要件の10%以上の増額に該当しますが、本事業が同意徴集を省略して開始された施設更新事業であり、引き続き、維持管理すべき施設及び管理方法、組合員負担など同意省略要件を満たしているため、計画変更の対象になりません。

豊田委員

資料3の73ページの流域治水について、昨今、集中豪雨が頻発する中、防災・減災対策は必要だと考えていますが、記載地区以外でも流域治水の取り組みは実施していますか。

山田農村振興部長

流域治水は、1級河川の各水系と2級河川の一部の水系で取り組んでおり、その水系の中に農業用ダムがあれば事前放流を実施します。よって、記載地区以外でも同様の治水協定により防災・減災対策の取り組みを実施しています。

豊田委員

南予用水地区は急峻な地形だからこそ、記載地区の流域を超えて治水対策を実施し、被害を軽減できるような取り組みを実施していただき、本取り組みも評価項目に入れてほしい。

河口委員

国土が狭く急峻な地形の日本では、治水を目的としたダムの役割が大きく、治水を目的とした国交省のダムを中心に、流域治水の取り組みを進めています。

農水省は、田んぼダムなど流域治水の取り組みを実施していますが、農水省のダムで放流

量を増やすための改良をした事例はありますか。

事務局

徳島県にある国交省の長安口ダムは放流口を追加するなど、洪水調節機能を改良して短時間で放流できるように整備しています。

1 級河川の水系にある農水省の国造ダムは、令和 2 年 5 月に治水協定を締結しています。2 級河川の水系にある農水省の国造ダムは、河川管理者である県と調整のうえ、治水協定を締結しているダムもあります。農水省のダムは利水を目的としたものが多く、現況施設を使って事前放流をしています。

山田農村振興部長

農水省のダムの中で、奈良県の大迫ダムは放水量を $20\text{m}^3/\text{s}$ から $60\text{m}^3/\text{s}$ に上げるように改良しています。この改良は、事前放流ではなく、ダムの安全性の確保を目的としています。

ダムではないですが、貯水量が大きく下流に民家が多いため池については、治水機能を持たせる場合があります。

河口委員

ため池は、徳島県は山間部に多く、香川県は平野部に多くあります。岡山県のため池は山間部と平野部のどちらが多いのでしょうか。

山田農村振興部長

ため池は用水が取水できない場所に整備されます。岡山県の平野部は干拓地なのでため池は少なく、多くは山間部にあります。

河口委員

NHK で取材を受けた香川県まんのう町で繁殖したコウノトリは、ため池にいる生き物をエサにしています。池干しをしているため池でエサが多く採れることが分かり繁殖するようになったと考えています。兵庫県のコウノトリもため池をエサ場としています。

コウノトリ生息適地マップを作成しており、ため池のレイヤーはありませんが、コウノトリは、水が溜まりやすい場所や圃場整備しているが水はけが悪い場所を生息地としていることが分かりました。

なお、水はけが悪く農地として使いづらい場所は、流域治水を考えるときに、検討対象になると考えています。

諸泉委員長

他にございませんか。それでは、議事次第 3 の技術検討会による意見のとりまとめを行いますので、しばらく時間を頂戴したいと思います。議事の再開については 14 時 30 分を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、技術検討会委員以外の方は退席をお願いいたします。

技術検討会の意見のとりまとめを事務局が確認次第、ご退席をお願いした方々には再開のご案内をさせていただきますので、自席等で待機をお願いいたします。

～技術検討会の意見取りまとめの審議～

諸泉委員長

それでは、議事を再開します。

議事次第4の技術検討会の意見とりまとめについて、読み上げて提示いたします。

～技術検討会の意見取りまとめの発表～

諸泉委員長

以上で全ての議事を終えました。進行を事務局にお返しします。

事務局

諸泉委員長、円滑な議事運営をしていただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましてもご審議いただきましてありがとうございました。

本日いただきました技術検討会の意見を踏まえまして、精査した評価書（案）につきましては、7月末日に局長名で農水本省へ報告いたします。なお、この技術検討会の議事内容につきましては事務局で取りまとめまして、各委員のご確認をいただいた上で公表することとなります。

農水本省へ報告した後、農水本省では全国の地区と併せて審査が続きます。さらに指摘があった場合は修正を行うこともあります。そのため簡易な文書の整理等につきましては、事務局に一任いただき、必要に応じて委員長に確認させていただくとともに、また、委員の皆様に図る必要があると判断された場合はご連絡いたしまして、ご相談させていただくということでご承知おきいただければと思います。

それでは閉会にあたりまして国営等事業管理委員会委員長の山田農村振興部長より挨拶申し上げます。

山田農村振興部長

委員の皆様におかれましては、事業評価地区の評価書（案）についてご審議いただきましてありがとうございます。

6月の現地調査及び技術検討会、本日の検討会において、貴重なご意見・ご助言、熱心なご議論を賜りましたことを、御礼申し上げます。

今後の予定としましては、本日の検討会の結果を踏まえた評価書（案）を7月末に農水本省へ提出し、農水本省での手続きを経て、8月末に公表する予定としております。

本日は、誠にありがとうございました。

事務局

以上をもちまして、令和6年度中国四国農政局国営土地改良事業等再評価技術検討会を閉会させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

（参考）中国四国農政局技術検討会の概要

1 日 時

令和6年7月12日（金）13：20～14：50

2 場 所

中国四国農政局土地改良技術事務所1階研修室

3 出席者

【中国四国農政局技術検討会】

諸 泉 利 嗣	国立大学法人岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 教授
河 口 洋 一	国立大学法人徳島大学大学院社会産業理工学研究部 准教授
駄田井 久	国立大学法人岡山大学学術研究院環境生命自然科学学域 准教授
佃 俊 子	東讃地区生活研究グループ連絡協議会 元会長
豊 田 知 世	島根県立大学地域政策学部地域政策学科 准教授

【中国四国農政局国営等事業管理委員会】

山 田 美 紀	農村振興部長
三田村 直 樹	農村振興部 水利整備課長

【事務局】

西 村 夏 郎	農村振興部 設計課事業調整室長
西 原 照 夫	農村振興部 設計課洪水調節機能強化専門官
佐々木 一 郎	四国土地改良調査管理事務所 所長
岡 山 幸 彦	四国土地改良調査管理事務所 次長
藤 原 賢	四国土地改良調査管理事務所調査課 課長
小笠原 祐 二	四国土地改良調査管理事務所調査課 リスク対策調査官
渡 部 昭 彦	四国土地改良調査管理事務所南予用水支所 支所長

4 提出資料

- ・議事次第
- ・出席者名簿
- ・資料1 令和6年度技術検討会（第1回）国営事業再評価の意見・質問
- ・資料2 国営かんがい排水事業「南予用水地区」再評価結果書（案）

- ・資料3 国営かんがい排水事業「南予用水地区」再評価結果基礎資料（案）
- ・資料4 国営かんがい排水事業「南予用水地区」事業の効用に関する説明資料（案）
- ・資料5 国営かんがい排水事業「南予用水地区」再評価説明資料（案）
- ・参考1 令和6年度技術検討会（第1回）国営事業再評価の議事録（案）